

暴力団の排除に関する誓約書の提出について

宝塚市では「暴力団の排除の推進に関する条例」を平成24年（2012年）7月1日より施行しています。

この条例に基づき、すべての契約において暴力団排除のため、暴力団を利用することとならないよう、暴力団及び暴力団員並びに暴力団関係者（以下、暴力団等という。）を契約の相手方としません。

契約の相手方が、もし、暴力団等と判明した際には、当該契約の解除を行うと共に、指名停止を行います。また、契約決定後、受託者には自らだけでなく全ての下請負人及び原材料の仕入先（以下、下請負人等という。）について自己が暴力団でない旨の誓約書の提出を求めます。

もし、下請負人等が暴力団等と判明したにもかかわらず、当該下請負人等を使用しないように改めない場合においても、契約解除をおこなう場合があります。

入札（見積）に際しては、上記の事項について、あらかじめご了解をお願いします。

誓約書様式のサンプルです。
落札者には契約時に提出いただくことになります。

様式第1号（第3条関係：受注者用）

誓 約 書

私は、宝塚市が「宝塚市暴力団の排除の推進に関する条例」（以下「暴力団排除条例」という。）及び「宝塚市等の事務等からの暴力団等の排除の推進に関する要綱」（以下「暴力団排除要綱」という。）に基づき、貴市が行うすべての契約等からの暴力団を排除していることを認識したうえで、契約の締結を行うとともに、下記のとおり誓約いたします。

なお、これらの事項に反する場合、契約解除や損害賠償請求等、貴市が行う一切の措置について異議の申し立てを行いません。

記

- 暴力団排除条例第2条第1号の暴力団、第2号の暴力団員、第3号の暴力団密接関係者（以下「暴力団等」という。）に該当しません。
- 暴力団排除要綱第5条により兵庫県宝塚警察署長（以下「署長」という。）へ照会を行うことに合意し、貴市の求めに応じ速やかに役員等名簿を提出します。
- 暴力団等に該当する者を下請負人（一次及び二次下請負人以降すべての下請負人を含む。以下同じ。）又は原材料の購入契約その他本工事請負契約等の履行に関連する契約の相手方（以下「下請負人等」という。）としません。
また、署長への照会の結果又は署長からの通報により、下請負人等が暴力団等に該当することが明らかになった場合には、受注者の責任において当該下請負人等との契約を速やかに解除します。
もし、貴市の求める期限内に当該下請負人等との契約の解除ができない場合には、契約解除や損害賠償請求等、貴市が行う一切の措置について異議の申し立てを行いません。
- 当該契約に関して受注者として下請人等と契約を締結した際、下請負人等に対し宝塚市長あて誓約書の提出を求め（一次下請負人が二次下請負人と契約を締結した際は、二次下請負人に対し宝塚市長あて誓約書の提出を求め、以降全ての下請負人間の契約についても同じ。）、受注者の責任において貴市に対して当該誓約書を提出します。
また、契約に係る一連の手続きにおいて、締結しようとしている契約についての事務の連絡を行う者その他の関係者等に関して貴市が署長への照会の必要性を認めた場合、関係者に対して当該誓約書の趣旨を説明の上で関係者より誓約書及び役員等名簿の提出を求め、速やかに貴市に対して提出します。
- 当該契約の履行に伴い、暴力団等から暴力団排除要綱第10条第1項に規定する不当介入（以下「不当介入」という。）を受けたときは、貴市に報告するとともに、警察に届け出て、捜査上必要な協力を行います。
また、下請負人等に対し、暴力団等から不当介入を受けたときは、受注者を通じて貴市に報告するとともに、警察に届け出て、捜査上必要な協力をを行うよう指導します。
- 暴力団等に該当することが明らかになった場合、署長からの回答等の内容について、外郭団体等を含む貴市関係部局が情報を共有すること、並びに暴力団排除要綱に従い措置対象者名等について公表を行うことについて承諾します。

年 月 日

宝塚市長様

（受注者）
住 所

代表者氏名

印

様式第2号（第3条関係：下請負人等用）

誓 約 書

私は、宝塚市が「宝塚市暴力団の排除の推進に関する条例」（以下「暴力団排除条例」という。）及び「宝塚市等の事務等からの暴力団等の排除の推進に関する要綱」（以下「暴力団排除要綱」という。）に基づき、貴市が行うすべての契約等からの暴力団を排除していることを認識したうえで、当該工事に係る受注者又は下請負人（一次及び二次下請以降すべての下請負人を含む。以下同じ。）又は原材料の購入契約その他本工事請負等契約の履行に関連する契約の相手方（以下、「下請負人等」という。）と契約の締結を行うとともに、下記のとおり誓約いたします。

なお、これらの事項に反する場合、契約解除や損害賠償請求等、貴市が行う一切の措置について異議の申し立てを行いません。

記

- 暴力団排除条例第2条第1号の暴力団、第2号の暴力団員、第3号の暴力団密接関係者（以下「暴力団等」という。）に該当しません。
- 暴力団排除要綱第5条により兵庫県宝塚警察署長（以下「署長」という。）へ照会を行うことに合意し、貴市の求めに応じ速やかに役員等名簿を提出します。
- 暴力団等に該当する者を自らの下請負人等としません。また、署長への照会の結果又は署長からの通報により、下請負人等が暴力団等に該当することが明らかになった場合には、自らの責任において当該下請負人等との契約を速やかに解除します。また、貴市の求める期限内に当該下請負人等との契約の解除ができない場合には、貴市の指示による契約解除等、一切の措置について異議の申し立てを行いません。
- 契約に係る一連の手続きにおいて、締結しようとしている契約についての事務の連絡を行う者その他の関係者等に関して貴市が署長へ照会の必要性を認めた場合、関係者に対して当該誓約書の趣旨を説明の上で関係者より誓約書及び役員等名簿の提出を求め、速やかに貴市に対して提出します。
- 本工事請負契約等の履行に関連する契約の履行に伴い、暴力団等から暴力団排除要綱第10条第1項に規定する不当介入（以下「不当介入」という。）を受けたときは、貴市又は受注者に報告するとともに、警察に届け出て、捜査上必要な協力を行います。
また、自らの下請負人等に対し、暴力団等から不当介入を受けたときは、受注者を通じて貴市に報告するとともに、警察に届け出て、捜査上必要な協力をを行うよう指導します。
- 暴力団等に該当することが明らかになった場合、当該下請負人等との契約を速やかに解除します。
また、署長からの回答等の内容について、外郭団体等を含む貴市関係部局が情報を共有すること、並びに暴力団排除要綱に従い措置対象者名等について公表を行うことについて承諾します。

年 月 日

宝塚市長様

（下請負人等）
住 所
代表者氏名

印

契約番号		案件名	
受注者住所			
受注者氏名 又は名称			
代表者名			